

熊本県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.1E-2	4.4E-1	2.0E+1	20.8
64	エトフェンプロックス	2.8E+1	8.7E+0	2.7E+1	1.8E+1	81.8
117	テブコナゾール				2.5E+0	2.5
139	トラロメトリン			4.4E+0	1.7E+0	6.0
140	フェンプロパトリン			3.3E+0		3.3
153	テトラメトリン	2.5E+2	1.1E+1	2.6E+2	8.4E-2	527.6
181	ジクロロベンゼン	5.5E+2	2.4E+2			795.9
225	トリクロルホン		8.7E+0			8.7
251	フェニトロチオン		1.7E+2	4.0E+0		173.6
252	フェンチオン	6.2E+0	6.8E+1	6.2E+0		80.3
256	デカン酸				2.0E+0	2.0
350	ペルメトリン	5.6E+1	5.0E+1	3.6E+1	4.7E+1	189.0
405	ほう素化合物		1.4E-1	6.4E+1	1.7E+0	65.4
427	カルバリル			2.1E+2		209.7
428	フェノプカルブ			2.1E+1	1.2E+2	142.2
457	ジクロルボス	1.1E+2	7.6E+2			872.1
合 計		1.0E+3	1.3E+3	6.4E+2	2.1E+2	3181.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等